

## 公立大学法人長野県立大学の各事業年度の業務実績に関する評価に係る実施要領（案）

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 の規定及び公立大学法人長野県立大学の評価に関する基本方針（平成 年 月 日公立大学法人長野県立大学評価委員会決定（以下「評価基本方針」という。））に基づき、公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）に係る各事業年度終了時における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）について、必要な事項を以下に定める。

### 1 評価方法

#### (1) 全般的事項

- ア 評価は、法人の自己点検及び自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- イ 当該年度における中期計画及び年度計画の各項目の進捗状況を確認する（以下「項目別評価」という。）とともに、法人の実績全体についての総合的な評価（以下「全体評価」という。）は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行うことにより実施することを基本とする。
- ウ 評価の視点は、「大学の教育等の質向上」のほか、「大学経営の改善の促進」とする。

#### (2) 法人による自己点検及び自己評価

##### 項目別評価

法人は、年度計画に記載の事業の実施状況を明らかにするとともに、取組状況や計画の難易度、外的要因等、それぞれの状況を勘案して自己点検及び自己評価を行うものとする。

#### (3) 評価委員会による評価

##### ア 項目別評価

評価委員会は、中期計画の小項目ごとの評価結果と特記事項の記載に基づき、大項目ごとに事業の進捗状況を「S、A、B、C、D」の 5 段階で評価する。

評定	評価の目安	評価の条件
S	中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進行状況にある	評価委員会が特に認める場合
A	中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる	全て A~S
B	中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる	B~S が 9 割以上
C	中期目標・計画の達成のためには改善を要する	B~S が 9 割未満
D	中期目標・中期計画の達成のためには抜本的な改善が必要である	特に認める場合

※大項目で「B~S が 9 割未満」の場合については、C 以下となった項目の重要性・計画の実施状況等を勘案した上で、総合的に評価する。

#### イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえつつ、当該事業年度における中期計画の進捗状況について総合的な評価を行う。その際は、事業の実施状況、業務の運営状況など、法人の活動全体について記述式に評価する。

### 2 業務実績報告書の提出

法人は、業務実績報告書を財務諸表等とあわせて、毎年 6 月末日までに評価委員会に提出する。

### 3 評価結果の決定手順

- (1) 評価委員会は、評価委員会の審議等を通じて項目別評価及び全体評価を取りまとめ、評価結果（案）を作成する。
- (2) 評価委員会は、評価結果（案）を法人に通知する。
- (3) 評価委員会は、必要があると認めるときは、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。また、法人から評価結果（案）に対する意見の申出がある場合は、当該意見を踏まえ、評価委員会において評価結果を作成し、確定する。
- (4) 評価委員会は、評価結果を法人に通知するとともに、当該通知に係る事項を知事に報告する。
- (5) 知事は、前項の報告を受けたときは、その旨を議会に報告し、評価結果を一般に公表する。

#### 4 評価の実施体制

評価業務の円滑な推進のため、途中経過の中で必要に応じて評価委員において役割分担して業務を実施することができる。

#### 5 評価スケジュール（予定）

	時期	実施主体	実施内容
(1)	6月末	法人	評価委員会事務局へ業務報告書、財務諸表を提出
(2)	7月上旬	評価委員会	業務実績の検証（法人からの説明・ヒアリング等）
(3)	7月下旬	評価委員会	評価コメントの検討、詳細資料等の提示、評価書（案）の作成及び法人への提示
(4)	7月下旬	法人	評価書（案）に対する意見の申し出
(5)	8月中旬	評価委員会	評価結果の審議・作成、評価書（年度評価）の確定 法人、知事に報告
(6)	9月	知事 評価委員会	公表（県議会報告案件）

#### 6 その他

評価委員会は、年度評価の実施結果等を基に、必要に応じてこの要領の見直し等を行う。  
なお、この要領に定めのない事項については、評価委員会が別に定める。